

石川県工業試験場 依頼試験及び開放試験設備指導における名義使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、石川県工業試験場（以下「工業試験場」という。）の依頼試験における試験報告書（以下「成績書」という。）及び開放試験設備指導で得られた試作物（以下「試作物」という。）をもとに、カタログやパンフレット、包装材、インターネットのショッピングモール、ホームページ、SNS等（以下「広告物」という。）に、工業試験場の名義を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「名義使用」とは広告物に工業試験場の名称（略称等を含む。）を掲載することをいう。

2 工業試験場の名称以外で明らかに工業試験場のものと推測される情報（所在地、建物写真、実験室、機器及び工業試験場職員の写真等）を広告物に掲載する場合、名義使用に準じて取り扱う。

(申請)

第3条 名義使用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1及び広告物の原案（使用方法がわかるもの）を工業試験場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

2 名義使用の申請は、原則として成績書の発行日又は開放試験設備指導の利用日から1年以内に申請しなければならない。

(審査)

第4条 場長は、名義使用申請書を受理した場合、申請内容について審査する。

2 次の場合は名義使用を承認できない。ただし、(1)及び(2)については、広告物の効果を十分に発揮するために、成績書の内容を不当に変更、加工又は選別することなく使用されていると認めた場合、この限りではない。

(1) 成績書に記載された内容と異なる場合

(2) 工業試験場が試験結果にコメントを付けたと受けとられる表現を含む場合

(3) 試作物が開放試験設備指導で得られたと確認できない場合

(4) 消費者等第三者に誤解を与える表現を含む場合

(5) その他、工業試験場が不適切と判断する表現を含む場合

(承認)

第5条 場長は、審査の結果、適正であると認められた場合、別紙様式2により申請者に名義使用の承認を通知する。

2 申請者は、承認を受けた内容以外の広告物に工業試験場の名義を使用してはならない。

(承認の取り消し)

第6条 場長は、承認した広告物が、申請内容と異なるとき又は第4条第2項に抵触することが判明したときは、名義使用の承認を取り消すことができる。

2 この場合、申請者は広告物の回収、削除その他必要な措置を行うとともに、その処理状況を場長に報告しなければならない。

(不適切な名義使用の対応)

第7条 申請者が前条第2項に定める広告物の回収等の措置を行わない場合、場長は企業等名称、承認取り消しの旨及びその理由を公表することができる。

2 企業等が第3条に定める手続をせず工業試験場の名義を使用し、その内容が不適切と認められる場合、場長は当該企業等に対し名義使用の中止及び広告物の回収、削除その他必要な措置を求めるとともに、これに応じない場合は、当該企業等名称及び不適切と認める広告物の該当箇所及びその理由等を公表することができる。

(免責)

第8条 当該広告物等によって、事故又は損害等が生じた場合でも工業試験場は一切責任を負わないものとする。

2 第6条第2項又は第7条第2項の規定による広告物の回収、削除その他必要な措置によって事故又は損害等が生じた場合であっても、工業試験場は一切責任を負わないものとする。

3 第7条第1項又は第2項の規定による公表によって事故又は損害等が生じた場合であっても、工業試験場は一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第9条 この要領で定めるものの他、必要な事項は場長が定める。

附則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和8年6月1日から施行する。